

# 大島町税口座振替

1. 申 込
2. 変 更
3. 解 約

# 依頼書

(納税者控)

令和 年 月 日

住所	〒		
申込者名	印	電話	

取扱金融機関・郵便局名及び  
東京都大島町役場・(各出張所)

㊞

納税義務者	住所	〒													
	フリガナ		納 管												
	氏 名		理 人												
	電 話	—	—												
口座名義人	住所				届出印										
	フリガナ														
	氏 名														
	電 話	—													
金融機関用	取扱金融機関名	銀行・組合			本店・支店										
	1. 指定預金口座 2. 解 約	金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号										
				1. 普通 2. 当座 3. 納税											
	旧指定預金口座 (変更の時のみ記入)			1. 普通 2. 当座 3. 納税											
郵便局用	種目コード	種別コード	金融コード	通帳記号	通帳番号										
	1	6	6	3	5	9	9	0	0	の	1. 普通				
	収 納 加入者名	振込先代表口座番号	大島町役場 大島町収入役	町税 国保	00150-0-960401 00160-5-960614										
※ 該当の番号のところへ○印をし、引落開始の年度・期別を記入して下さい。															
取扱税目	1	全 税	年度第	期から	引 落 方 法	1. 各納期限	2. 一年分全納								
	2	固定資産税	年度第	期から		1. 各納期限	2. 一年分全納								
	3	国民健康保険税	年度第	期から		1. 各納期限	2. 一年分全納								
	4	町・都民税	年度第	期から		1. 各納期限	2. 一年分全納								
	5	軽自動車税	年度から												

### 約 定

- (1) 大島町税につき上記預金口座から納期限日に振替納付すること。
- (2) 預金の支払い手続きについては、当座勘定約定書または普通預金規定にかかわらず、当座小切手を提出し、または普通預金通帳および普通預金払戻請求の提出などいたしませんので、貴店所定の方法で処理されること。(郵便局を除く)
- (3) 指定口座の預金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ないこと。
- (4) この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知されることなく解除されても異議ないこと。
- (5) この取扱については、かりに紛議が生じても貴店には迷惑をかけること。
- (6) この口座振替契約を契約しようとするときは、ただちに届出ること。
- (7) 毎月の振替日は、納期限日となります。

※ 6ヶ月以上資金不足により引落できない場合は、口座振替による納付を停止させていただき、一般納付(納付書による現金納付)に切替させていただく場合があります。

